

令和2年3月30日

床ワックスの剥離廃液を排出する事業者の方へ

東京都環境局

床ワックスの剥離廃液の処理について

平素から、東京都の産業廃棄物及び資源循環行政につきまして、ご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、床ワックスを剥離する際に発生する廃液について、下水道管路等への支障を避けるために、これまで環境局ホームページにおいては、下水道に排水する際には、「希釈し中和するなどして放流する」旨の表現をしておりました。

一方で、当該廃液は廃棄物処理法上では産業廃棄物（廃アルカリ、廃油の混合物）と解されており、処理に当たって排出事業者間で疑義が生じておりました。

このたび、当局では下水道局と当該廃液の処理について協議を行った結果、産業廃棄物として処理することを原則として、止む無く下水道に排水する場合には、中和するなどして、下水道管路等に支障が生じないような処理をしていただくことになり、環境局ホームページ上の表現についても修正いたしました。

排出事業者の皆様にはお手数をおかけいたしますが、引き続き、都の資源循環行政と産業廃棄物の適正処理にご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上

東京都環境局資源循環推進部
産業廃棄物対策課（指導担当）
電話 03-5388-3586